# 第35回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

連結注記表個別注記表

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

# 株式会社ハピネス・アンド・ディ

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

# 連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ① 連結子会社の状況
      - ・ 連結子会社の数
      - ・連結子会社の名称

2 社

株式会社AbHeri

株式会社No.

- ② 非連結子会社の名称等 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

口. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主に個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

10年~15年

構築物

10年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

## ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

## イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

# 口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき 当連結会計年度に見合う分を計上しております。

# ハ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店の意思決定をした店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

## ④ 重要な収益及び費用の計上基準

# イ. 商品及び製品の販売に係る収益認識

当社グループでは、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の商製品を主としてショッピングセンターなどの商業施設を通じて販売事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支

配が引渡しの時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断している ため、主として当該商製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社の役割が代理人に該当すると判断 した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額 を控除した純額で収益を認識しております。

## ロ. ポイント制度等に係る収益認識

当社グループが運営するポイント制度及び優待制度に関しては、商製品の販売に伴う付与ポイント相当額又は優待額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイント使用又は優待利用があった時点で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間 5年間で均等償却しております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022 年10月28日 企業会計基準委員会)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

#### (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」、「受取保険金」及び「受取損害賠償金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

## 4.会計上の見積りに関する注記

## (1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| 減損損失         | 218, 207千円 |
|--------------|------------|
| 有形固定資産       | 267, 598千円 |
| 無形固定資産 (その他) | 42,656千円   |

# ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

# イ. 金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を 基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下等により減損の 兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

## ロ. 見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の将来売上高や売上原価、人件費、賃料等の主要な仮定が含まれております。これらの主要な仮定は今後の個人消費動向等の影響を受け、不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

## ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

## (2) のれん

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 26,959千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - イ. 金額の算出方法

当社グループでは、収益性の低下等により減損の兆候がある場合には、 将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて減損損失の認識要否の判断を 行っております。企業結合により発生したのれんは事業計画に基づく投資 の回収期間で将来キャッシュ・フローが見積られており、事業計画につい ては株式会社AbHeriの全株式取得時に見込まれる超過収益力が将来 にわたり発現することを勘案し策定しています。

ロ. 見積りに用いた主要な仮定

事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りには、店舗別の売上 高成長率、営業利益率等の主要な仮定が含まれております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの評価に影響が生じる可能性があります。

## (3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

| 繰延税金資産  | 8,604千円   |
|---------|-----------|
| 法人税等調整額 | 74, 106千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## イ. 金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、 将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰 延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは 予算及び中期経営計画を基礎としており、回収可能性があると判断した見 積可能期間で算定した結果、回収が見込まれないと判断した繰延税金資産 については、評価性引当額として取り崩しております。

ロ. 見積りに用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りには、各店舗の将来売上高や売上原価、人件 費、賃料等の主要な仮定が含まれております。

ハ. 翌連結会計年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、今後の個人消費動向等の影響を受け、不確実性が伴うため、将来の課税所得の見積りに変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類における繰延税金資産の回収可能性に影響が生じる可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - ① 担保に供している資産

| 計      | 3,501,200千円 |
|--------|-------------|
| 商品     | 2,805,948千円 |
| 売掛金    | 456,996千円   |
| 現金及び預金 | 238, 254千円  |

② 担保に係る債務

| 短期借入金 | 100,000千円 |
|-------|-----------|
| 計     | 100,000千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,114,408千円

# (3) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額400,000千円借入実行残高100,000千円差引額300,000千円

- 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 2,591,600株
  - (2) 剰余金の配当に関する事項
    - ① 配当金支払額

| 決           | 議           | 株 | 式 | の | 種 | 類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基     | 準    | 日     | 効力発生日       |
|-------------|-------------|---|---|---|---|---|----------------|-----------------|-------|------|-------|-------------|
| 2024年11 定時株 |             | 普 | 通 |   | 株 | 式 | 19, 065        | 7. 5            | 2024年 | E8 F | 31日   | 2024年11月29日 |
| 2025年4      | 月14日<br>役 会 | 普 | 通 |   | 株 | 式 | 10,393<br>(注)  | 7.5             | 2025年 | 三2月  | ] 28日 | 2025年5月7日   |

- (注)当社の筆頭株主である当社代表取締役社長(現取締役副社長)田篤史、代表取締役会長田泰夫、専務取締役(現代表取締役社長)前原聡、取締役丸山誠、取締役平住明子から当社取締役会に対し、業績の不振に鑑み中間配当金の受取りを辞退したい旨の申し出があり、辞退した金額(8,721千円)については、配当金の総額より除いております。
  - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 該当事項はありません。
  - (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 651,200株

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入や社債発行及び増資にて調達しております。 デリバティブ取引は、行っておりません。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はその他有価証券に属する株式であり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、 償還日は最長で決算日後5年以内であります。このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

# ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理 営業債権については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相 手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回 収懸念の早期把握や軽減を図っております。

# ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務 状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社グループの各社において、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の決算日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額(※1) | 時価(※1)        | 差額       |  |
|---------------|--------------------|---------------|----------|--|
| ① 投 資 有 価 証 券 | 52, 663            | 52, 663       | _        |  |
| ②敷金及び保証金      | 481, 991           | 460, 604      | △21, 386 |  |
| ③ 長期借入金(※2)   | (3, 654, 901)      | (3, 615, 985) | △38, 915 |  |

- (※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |       |
|-------|------------|-------|
| 非上場株式 |            | 1,600 |

# (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場

において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負

債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1の

インプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定し

た時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、 それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先 順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

|   | E A |   |   |   |   |   |         | 時    | 価    |   |         |
|---|-----|---|---|---|---|---|---------|------|------|---|---------|
|   |     |   | 区 | 分 |   |   | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合 | 計       |
| 1 | 殳   | 資 | 有 | 価 | 証 | 券 | 52, 663 | _    | _    |   | 52, 663 |

## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

| K V |     |   |   |   |   |   | 時価 (※) |               |      |               |  |  |
|-----|-----|---|---|---|---|---|--------|---------------|------|---------------|--|--|
|     | 区 分 |   |   |   |   |   | レベル1   | レベル2          | レベル3 | 合 計           |  |  |
| 敷   | 金   | 及 | び | 保 | 証 | 金 | _      | 460, 604      | _    | 460, 604      |  |  |
| 長   | 其   | 朔 | 借 | į | ٨ | 金 | _      | (3, 615, 985) | _    | (3, 615, 985) |  |  |

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収可能性を反映した、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価については、取引先金融機関から提示された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

|               | 当連結会計年度       |
|---------------|---------------|
|               | (自 2024年9月1日  |
|               | 至 2025年8月31日) |
|               | 金 額 (千円)      |
| 宝飾品           | 3, 261, 493   |
| 時計            | 1, 048, 312   |
| バッグ・小物        | 4, 531, 642   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 8, 841, 449   |
| その他の収益        | _             |
| 外部顧客への売上高     | 8, 841, 449   |

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関す る注記等(4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に 記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①契約負債の残高等

|      | 当連結会計年度   |
|------|-----------|
| 契約負債 | 69, 432千円 |

契約負債は、主に顧客からの前受金及びポイント制度に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

# ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

- 9.1株当たり情報に関する注記
  - (1) 1株当たり純資産額
  - (2) 1株当たり当期純損失

60円96銭 △317円59銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の 発行

当社は、2025年10月17日開催の取締役会において、以下のとおり、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」といいます。)、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」といいます。)、及び BEMAP Master Fund Ltd. (以下「BEMAP」といい、LCAO 及び MAP246 とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による第13回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)及び第1回無担保普通社債(以下「本社債」といいます。)の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)の締結を決議しました。

# ①本新株予約権の概要

| 1. 割当日    | 2025年11月4日   |
|-----------|--|
| 2. 発行新株予約 | D権 6,000個 (新株予約権1個につき普通株式100株)                                   |
| 数         |  |
| 3. 発行価額   | 1,260,000円 (新株予約権1個当たり 210円)                                     |
| 4. 当該発行によ | (る) 普通株式600,000株 (新株予約権1個につき100株)                                |
| 潜在株式数     | 上限行使価額はありません。  |
|           | 下限行使価額は351円  |
| 5. 調達資金の  | 額 378,600,000円 (差引手取金概算額:373,583,000円)                           |
| (新株予約権    | 電の 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本                                      |
| 行使に際して    | [出 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合                                      |
| 資される財産    | Eの 算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額 ************************************ |
| 価額)       | です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される   |
|           | 財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が   |
|           | 行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額   |
|           | が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加   |
|           | 又は減少する可能性があります。また、本新株予約権   |
|           | の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金   |
|           | の額は変動します。  |

| 6. | 行使価額及び行 |
|----|---------|
|    | 使価額の修正条 |
|    | 件       |

当初行使価額は、631円とします。2025年11月4日以 降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日 (以下「修正日」といいます。) の属する週の前週の 最終取引日(以下「修正基準日」といいます。)の株 式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」とい います。) における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上 げた金額(以下「修正基準日価額」といいます。) が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以 上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該 修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます(修 正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいま す。)。なお、修正後行使価額の算出において、修正 基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項 第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、 修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。 なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買 立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結 果、修正後行使価額が351円(本新株予約権の発行要項 第 11 項の規定を準用して調整されます。)を下回るこ ととなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額と します。

# 7. 募集又は割当て 方法(割当予定 先)

割当予定先との協議を行った結果、第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。

LCAO 4,200個 MAP246 600個 BEMAP 1,200個

# 8. 権利行使期間

2025年11月5日(当日を含む。)から2027年11月4日 (当日を含む。)までです。

なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取 引日を最終日とします。但し、以下の期間について は、行使請求をすることができないものとされます。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要である と認めた日
- ② 本新株予約権の発行要項第 14 項に定める組織再編 行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要で

|        | ある場合であって、当社が、行使請求を停止する期間                 |
|--------|--|
|        | (当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必                |
|        | 要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予                 |
|        | 約権者に通知した場合における当該期間                       |
| 9. その他 | 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づ                 |
|        | く有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予                 |
|        | 定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の書面に                 |
|        | よる事前承認を要することを規定する本買取契約を締                 |
|        | 結する予定です。                                 |
|        | 当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の数                  |
|        | (600,000株)をあらかじめ定め、本新株予約権の行使             |
|        | 期間内に、割当予定先が原則として本新株予約権の全                 |
|        | 部を行使する旨を確約(全部行使コミット)します。                 |
|        | また、上記の「全部行使コミット」に加えて、原則と                 |
|        | して①当初の1ヶ月間に合計 80,000株 (LCAO: 56,000      |
|        | 株、MAP246:8,000株、BEMAP:16,000株)相当分以上      |
|        | の本新株予約権を行使すること(当初行使コミッ                   |
|        | ト)、及び②発行後の1年間で合計300,000株 (LCAO:          |
|        | 210,000株、MAP246:30,000株、BEMAP:60,000株) 相 |
|        | 当分以上の本新株予約権を行使すること(中間行使コ                 |
|        | ミット)が確約されます。                             |
|        | 本新株予約権により調達する資金の使途は、社債の償                 |
|        | 還及び在庫調達資金に充当する予定です。なお、本新                 |
|        | 株予約権の行使によって当社に払込まれた金額に応じ                 |
|        | て、その都度本社債の繰上償還請求を行うことができ                 |
|        | るようになっています。そのため、当社は当該繰上償                 |
|        | 還請求が行われることを前提に、本新株予約権による                 |
|        | 資金調達額のうち本社債の額面価額総額である                    |
|        | 140,000,000円については、本社債の償還資金として留           |
|        | 保する予定です。                                 |
|        | 1  |

# ②本社債の概要

| 1. 名称     | 株式会社ハピネス・アンド・ディ第1回無担保普通社<br>債 |
|-----------|-------------------------------|
| 2. 社債の総額  | 金 140,000,000円                |
| 3. 各社債の金額 | 金 14,000,000円                 |

| 4. 払込期日 | 2025年11月4日  |
|---------|---|
| 5. 償還期日 | 2026年11月2日  |
| 6. 利息   | 本社債には利息を付さない。   |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金95円   |
| 8. 償還価額 | 額面100円につき金100円  |
| 9. 償還方法 | 満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。 (1)組織再編行為による繰上償還組織再編行為(以下に定義します。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場とは、議がなされた場合で決議された場合。かかる承認又はいいます。)において、承継会社等(以下に定義します。)において、承継会社等(以下に定義します。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にもし場されない場合には、当社は本社債の保有者(以下結構者)といいます。)の当通株式がいずれの金融商品取引所にも場されない場合には、当社は本社債の保有者(以下に定義して質量日(当該日前の日とします。)の30日で機上債権者」といいます。)の30日で機上債債を100円で繰上債の全部の分別を20日で機上債の全部のの方で機上債の金額100円につき金100円で繰上債プするものとします。「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となるのの締結、株式でも初から、当社が分割会社となるのの統計、株式でを取り合うにより本社がの発力が出れるのの会社によるとなるものをいいませんのよれて成ましては新設分割ませたの会社組織再編手続で、かかる引きとなるものをいいます。「承継会社、株式を規会社、株式を規会社、株式を持続により本社債に基づく当社の義務が他の会工をは新設分割設立会社、株式を換完全親会社、株式を付親会社では新設分割設立会社、株式を検完全親会社、株式を付親会社では新設分割設立会社、株式を検完全親会社、株式を持たいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいいます。当社は、本(1)に定める通知を行った後は、当該通 |

知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできません。

## (2) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買 付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見 を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上 場されている全ての日本の金融商品取引所においてそ の上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開 買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者 が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持す るよう努力する旨を公表した場合を除きます。)、か つ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を 取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開 買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付け に係る決済の開始日を意味します。)から15日以内に 通知の上、当該通知日から30日以上60以内の日を償還 日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、 上記(1)に記載の償還の場合に準ずる方式によって 算出される償還金額で繰上償還するものとします。 上記(1)及び本(2)の両方に従って本社債の償還を義務

日記(1)及び本(2)の同分に使うて本社員の資産を義務付けられる場合、上記(1)の手続が適用されます。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本(2)に基づく通知が行われた場合には、本(2)の手続が適用されます。

## (3) スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第 179 条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」といいます。)、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知

した上で、当該通知において指定した償還日(かかる 償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通 株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日 から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日と します。)に、残存する本社債の全部(一部は不可) を、上記(1)に記載の償還の場合に準ずる方式によ って算出される償還金額で繰上償還するものとしま す。

(4)上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償 環

本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義します。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(5) 当社の選択による繰上償還

当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還 すべき日(償還期限より前の日とします。)の2週間 以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、 残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円 につき金100円で繰上償還することができます。

(6) 本社債権者による繰上償還

本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が

| 351円(但し、株式の分割、併合又は無償割当が行れた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な |
|---|
|   |
|   |
| 整を行います。)を累積5取引日下回った場合、当                         |
| 日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の2                         |
| 間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還                          |
| に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の                         |
| 額100円につき金100円で繰上償還することを、当社                      |
| 対して請求する権利を有します。                                 |
| 割当予定先との協議を行った結果、以下のとおり害                         |
| 当てます。   |
| 10. 総額引受人 LCAO 7口                               |
| MAP246 1 □                                      |
| BEMAP 2 □                                       |
| M&A資金、宝飾関連設備投資、店舗の移転リニューア                       |
| 11. 資金の使途 及び在庫調達資金に充当する予定です。                    |

# (2) 第三者割当による新株予約権の取得及び消却

当社は、2025年10月17日付の取締役会において、2023年10月30日に発行いたしました株式会社ハピネス・アンド・ディ第11回及び第12回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)について、下記のとおり、2025年11月11日(予定)において、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちに全部を消却することを決議いたしました。

# ①取得及び消却する本新株予約権の内容

| 1. 発行した新株 約権の個数              | 予 6,000個<br>本第11回新株予約権 3,000個<br>本第12回新株予約権 3,000個                |
|------------------------------|---|
| 2. 新株予約権の<br>当日              | 2023年10月30日   |
| 3. 新株予約権の<br>込金額             | 送<br>総額1,788,000円<br>(本第11回新株予約権1個につき508円、本第12回新株<br>予約権1個につき88円) |
| 4. 新株予約権の<br>的である株式<br>種類及び数 |   |

| 5. 新株予約権の残   | 本第11回新株予約権2,900個(本新株予約権1個当たり |  |
|--------------|------------------------------|--|
| 存数           | 100株)                        |  |
| (2025年10月17日 | 本第12回新株予約権3,000個(本新株予約権1個当たり |  |
| 時点)          | 100株)                        |  |
|              | 総額1,737,200円                 |  |
| 6. 取得金額      | 本第11回新株予約権508円               |  |
|              | 本第12回新株予約権1個当たり88円           |  |
| 7. 新株予約権の取   | 9095年11日11日 (圣史)             |  |
| 得日及び消却日      | 2025年11月11日(予定)              |  |

## ②取得及び消却を行う理由

2023年10月30日付で、本新株予約権を発行し、第11回新株予約権100個(10,000株)が行使されております。一方第12回新株予約権については行使はございません。これにより発行価額、行使価額を合わせた調達金額は8,857,200円(発行価額による調達1,737,200円、権利行使による調達7,120,000円)となっております。発行決議から約2年が経過しておりますが、2023年8月期以降3期連続赤字を計上していることもあり、当社株価が権利行使価額を下回って推移する局面が続いており、2023年12月以降、本新株予約権の行使は行われていない状況です。このため、当初企図していた金額規模による資金調達は実現することができませんでした。

当社は、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(1)第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行」に記載しております、第13回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債による資金調達は、一度に希薄化することを回避しつつ、当初から資金を相当程度確保することができ、事業の進捗に応じて資金需要が発生するため段階的・追加的に資金調達がされる柔軟性を有することなどから、現時点における最良の選択であると総合的に判断いたしました。

このため、第13回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債の発行を決定するとともに、本新株予約権では現時点で必要となる資金を確保できないことを鑑み、将来的な発行済株式総数の増加要因を排することを目的として本新株予約権の取得及び消却を実施することを決定いたしました。

(注)「新株予約権の残存数」「取得金額」は2025年10月17日以降、本新株予約権が行使されなかったと仮定した場合の数値を記載しております。

# 11. その他の注記

# (減損損失)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途 | 種類  | 場所       |
|----|-----|----------|
| 店舗 | 建物等 | 東京都武蔵村山市 |
| 店舗 | 建物等 | 埼玉県羽生市   |
| 店舗 | 建物  | 岡山県岡山市   |
| 店舗 | 建物等 | 京都府久世郡   |
| 店舗 | 建物  | 熊本県上益城郡  |
| 店舗 | 建物  | 山梨県中巨摩郡  |
| 店舗 | 建物等 | 富山県高岡市   |
| 店舗 | 建物等 | 北海道札幌市   |
| 店舗 | 建物等 | 大阪府四條畷市  |
| 店舗 | 建物  | 鹿児島県鹿児島市 |
| 店舗 | 建物  | 愛知県常滑市   |
| 店舗 | 建物等 | 兵庫県神戸市   |
| 店舗 | 建物等 | 岩手県盛岡市   |
| 店舗 | 建物等 | 埼玉県川口市   |
| 店舗 | 建物等 | 大阪府泉南市   |
| 店舗 | 建物  | 群馬県前橋市   |
| 店舗 | 建物等 | 奈良県大和郡山市 |
| 店舗 | 建物等 | 三重県津市    |
| 店舗 | 建物  | 東京都西多摩郡  |
| 店舗 | 建物  | 埼玉県富士見市  |
| 店舗 | 建物等 | 愛知県名古屋市  |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下した一部店舗について、減損損失を認識し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失218,207千円として特別損失に計上しました。

種類ごとの内訳は、建物174,587千円、その他43,619千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将 来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価 額を零としております。

# 個 別 注 記 表

- (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品

主に個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定して おります。)

- ③ 固定資産の減価償却の方法
  - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年~15年

構築物 10年

工具、器具及び備品 4年~20年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

## 二. 長期前払費用

均等償却によっております。

## ④ 引当金の計上基準

## イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

# 口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき 当事業年度に見合う分を計上しております。

## ハ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店の意思決定をした店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

## ⑤ 収益及び費用の計上基準

## イ. 商品の販売に係る収益認識

当社では、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の商品を主としてショッピングセンターなどの商業施設を通じて販売事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡しの時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

## ロ. ポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

## (2) 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022 年10月28日 企業会計基準委員会)等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

## (3)表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取損害賠償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

## (4) 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

| 減損損失   | 218, 207千円 |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 183,691千円  |
| 無形固定資産 | 40,756千円   |

# ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記(1)固定資産の減損」に同一

理結注記
本「4.会計上の見慣りに関する注記(1) 固定資産の機関」にF
の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### 繰延税金資産の同収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

| 繰延税金資産  | 一千円      |
|---------|----------|
| 法人税等調整額 | 76,963千円 |

# ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記(3)繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# (5) 貸借対照表に関する注記

① 担保に供している資産及び担保に係る債務

イ. 担保に供している資産

| 現金及び預金 | 238, 254千円  |
|--------|-------------|
| 売掛金    | 456,996千円   |
| 商品     | 2,805,948千円 |
| 計      | 3,501,200千円 |

ロ. 担保に係る債務

| 短期借入金 | 100,000千円 |
|-------|-----------|
| 計     | 100,000千円 |

② 有形固定資産の減価償却累計額

2,097,435千円

③ 関係会社の借入等に対する保証債務

32,775千円

④ 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 43,102千円 短期金銭債務 458千円

# ⑤ 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| 当座貸越極度額 | 400,000千円 |
|---------|-----------|
| 借入実行残高  | 100,000千円 |
| 差引額     | 300,000千円 |

# (6) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| 営業取引高      | 2,967千円 |
|------------|---------|
| 営業取引以外の取引高 | 7,622千円 |

## (7) 株主資本等変動計算書に関する注記

# 自己株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度    | 当事業年度    | 当事業年度    | 当事業年度末  |
|-------|----------|----------|----------|---------|
|       | 期首株式数(株) | 増加株式数(株) | 減少株式数(株) | 株式数(株)  |
| 普通株式  | 39, 496  | 8, 401   | 2,000    | 45, 897 |

(注) 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得分であります。自己株式の数の減少は、 新株予約権の行使による減少であります。

## (8) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、資産除去債務、減損損失、繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用、その他有価証券評価差額金であります。

## (9) 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 個別注記表「(1)重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑤収益及び費用 の計上基準」に記載のとおりであります。

## (10) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額

36円44銭

② 1株当たり当期純損失

△321円28銭

## (11) 重要な後発事象に関する注記

①第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(1)第三者割当による新株予 約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行」に同一の内容を記載し ているため、記載を省略しております。

## ②第三者割当による新株予約権の取得及び消却

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(2)第三者割当による新株予 約権の取得及び消却」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しておりま す。